

鳥取県告示第 516 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 4 第 2 項の規定に基づき、指定調査機関から調査事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届け出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	調査事務を行う事務所の所在地	変更年月日
財団法人総合健康推進財団	東京都千代田区内神田三丁目 3 - 4	大阪府大阪市北区中崎西二丁目 2 - 1	平成 19 年 4 月 1 日